

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】平成19年8月23日(2007.8.23)

【公開番号】特開2006-311609(P2006-311609A)
 【公開日】平成18年11月9日(2006.11.9)
 【年通号数】公開・登録公報2006-044
 【出願番号】特願2006-194578(P2006-194578)
 【国際特許分類】

H 0 4 M 1/00 (2006.01)
H 0 4 M 1/21 (2006.01)
H 0 4 M 1/02 (2006.01)
H 0 4 N 5/225 (2006.01)
H 0 4 N 5/232 (2006.01)

【F I】

H 0 4 M 1/00 R
 H 0 4 M 1/21 M
 H 0 4 M 1/02 C
 H 0 4 N 5/225 B
 H 0 4 N 5/232 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月9日(2007.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の筐体と第2の筐体が連結部によって折り畳み可能に構成される携帯電話機であつて、

前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていない状態および折り畳まれた状態で撮影可能な撮像手段と、

第1の表示手段と、

前記撮像手段で撮影した撮影画像を表示可能な第2表示手段と、

前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれているか否かを検出する開閉検出手段と

、前記第1表示手段と前記第2表示手段の表示態様を制御する表示制御手段と、

外部から受信するデータを記憶する記憶手段とを備え、

前記第1表示手段は、第1の筐体の前記携帯電話機が折り畳まれた状態とされたときの内側になる部分に配置され、

前記撮像手段および前記第2表示手段は、前記第1の筐体の前記携帯電話機が折り畳まれた状態とされたときの外側になる部分に配置され、

前記表示制御手段は、前記撮像手段による撮影を行なう際に、

前記開閉検出手段が前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていることを検出した場合には、前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第2表示手段に前記連結部が上になるように表示させ、

前記開閉検出手段が前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていないことを検出した場合には、前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第

1 表示手段に前記連結部が下になるように表示させ、

前記開閉検出手段が前記第1の筐体と第2の筐体が折り畳まれた状態から前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていない状態になったことを検出した場合には、前記第2表示手段に表示されていた前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第1表示手段に表示するように切り換え、

前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれた状態で前記撮像手段によって撮影された画像データを180度回転して前記記憶手段に保存させる保存制御手段をさらに備えることを特徴とする携帯電話機。

【請求項2】

第1の筐体と第2の筐体が連結部によって折り畳み可能に構成される携帯電話機であって、

前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていない状態および折り畳まれた状態で撮影可能な撮像手段と、

第1の表示手段と、

前記撮像手段で撮影した撮影画像を表示可能な第2表示手段と、

前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれているか否かを検出する開閉検出手段と

、前記第1表示手段と前記第2表示手段の表示態様を制御する表示制御手段と、

外部から受信するデータを記憶する記憶手段とを備え、

前記第1表示手段は、第1の筐体の前記携帯電話機が折り畳まれた状態とされたときの内側になる部分に配置され、

前記撮像手段および前記第2表示手段は、前記第1の筐体の前記携帯電話機が折り畳まれた状態とされたときの外側になる部分に配置され、

前記表示制御手段は、前記撮像手段による撮影を行なう際に、

前記開閉検出手段が前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていることを検出した場合には、前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第2表示手段に前記連結部が上になるように表示させ、

前記開閉検出手段が前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていないことを検出した場合には、前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第1表示手段に前記連結部が下になるように表示させ、

前記開閉検出手段が前記第1の筐体と第2の筐体が折り畳まれた状態から前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていない状態になったことを検出した場合には、前記第2表示手段に表示されていた前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第1表示手段に表示するように切り換え、

前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていない状態で前記撮像手段によって撮影された画像データを180度回転して前記記憶手段に保存させる保存制御手段をさらに備えることを特徴とする携帯電話機。

【請求項3】

前記表示制御手段は、前記折り畳まれている状態において、前記第2表示手段にメールの内容を表示させることを特徴とする、請求項1または請求項2に記載の携帯電話機。

【請求項4】

前記表示制御手段は、前記折り畳まれている状態において、前記第2表示手段にアドレス帳を表示させることを特徴とする、請求項1～請求項3のいずれかに記載の携帯電話機。

【請求項5】

前記表示制御手段は、前記折り畳まれている状態において、前記第2表示手段に機能設定の表示を行なわせることを特徴とする、請求項1～請求項4のいずれかに記載の携帯電話機。

【請求項6】

前記第1の筐体の外面に配置され、前記撮像手段からの撮像画像の記憶を指示する、シ

ャッターボタンをさらに含むこと特徴とする、請求項 1 ~ 請求項 5 のいずれかに記載の携帯電話機。

【請求項 7】

前記第 1 の筐体の外面には、前記連結部側から、前記撮像手段、前記第 2 表示手段、前記シャッターボタンの順に配置されていることを特徴とする、請求項 6 に記載の携帯電話機。

【請求項 8】

前記第 1 の筐体の外面に配置され、前記第 2 表示手段の表示を操作する操作手段をさらに含むことを特徴する、請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれかに記載の携帯電話機。

【請求項 9】

前記第 1 の筐体の外面には、前記連結部側から、前記撮像手段、前記第 2 表示手段、前記操作手段の順に配置されていることを特徴とする、請求項 8 に記載の携帯電話機。

【請求項 10】

前記第 1 の筐体の外面に配置され、前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれた状態で前記第 2 表示手段に表示されたメールの確認、表示、または、発信を操作するための操作手段をさらに含むことを特徴とする、請求項 3 に記載の携帯電話機。

【請求項 11】

前記第 1 の筐体の外側に配置され、前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれた状態で前記第 2 表示手段に表示されたアドレス帳の表示または検索を操作するための操作手段をさらに含むことを特徴とする、請求項 4 に記載の携帯電話機。

【請求項 12】

前記第 1 の筐体の外側に配置され、前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれた状態で前記第 2 表示手段に表示された機能設定を操作するための操作手段をさらに備えることを特徴とする、請求項 5 に記載の携帯電話機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

本発明の或る局面に従った携帯電話機は、第 1 の筐体と第 2 の筐体が連結部によって折り畳み可能に構成される携帯電話機であって、前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれていない状態および折り畳まれた状態で撮影可能な撮像手段と、第 1 の表示手段と、前記撮像手段で撮影した撮影画像を表示可能な第 2 表示手段と、前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれているか否かを検出する開閉検出手段と、前記第 1 表示手段と前記第 2 表示手段の表示態様を制御する表示制御手段と、外部から受信するデータを記憶する記憶手段とを備え、前記第 1 表示手段は、第 1 の筐体の前記携帯電話機が折り畳まれた状態とされたときの内側になる部分に配置され、前記撮像手段および前記第 2 表示手段は、前記第 1 の筐体の前記携帯電話機が折り畳まれた状態とされたときの外側になる部分に配置され、前記表示制御手段は、前記撮像手段による撮影を行なう際に、前記開閉検出手段が前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれていることを検出した場合には、前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第 2 表示手段に前記連結部が上になるように表示させ、前記開閉検出手段が前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれていないことを検出した場合には、前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第 1 表示手段に前記連結部が下になるように表示させ、前記開閉検出手段が前記第 1 の筐体と第 2 の筐体が折り畳まれた状態から前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれていない状態になったことを検出した場合には、前記第 2 表示手段に表示されていた前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第 1 表示手段に表示するように切り換え、前記第 1 の筐体と前記第 2 の筐体が折り畳まれた状態で前記撮像手段によって撮影された画像データを 180 度回転して前記記憶手段に保存

させる保存制御手段をさらに備えることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

本発明の他の局面に従った携帯電話機は、第1の筐体と第2の筐体が連結部によって折り畳み可能に構成される携帯電話機であって、前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていない状態および折り畳まれた状態で撮影可能な撮像手段と、第1の表示手段と、前記撮像手段で撮影した撮影画像を表示可能な第2表示手段と、前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれているか否かを検出する開閉検出手段と、前記第1表示手段と前記第2表示手段の表示態様を制御する表示制御手段と、外部から受信するデータを記憶する記憶手段とを備え、前記第1表示手段は、第1の筐体の前記携帯電話機が折り畳まれた状態とされたときの内側になる部分に配置され、前記撮像手段および前記第2表示手段は、前記第1の筐体の前記携帯電話機が折り畳まれた状態とされたときの外側になる部分に配置され、前記表示制御手段は、前記撮像手段による撮影を行なう際に、前記開閉検出手段が前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていることを検出した場合には、前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第2表示手段に前記連結部が上になるように表示させ、前記開閉検出手段が前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていないことを検出した場合には、前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第1表示手段に前記連結部が下になるように表示させ、前記開閉検出手段が前記第1の筐体と第2の筐体が折り畳まれた状態から前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていない状態になったことを検出した場合には、前記第2表示手段に表示されていた前記撮像手段が撮影した画像データに基づくファインダー画像を前記第1表示手段に表示するように切り換え、前記第1の筐体と前記第2の筐体が折り畳まれていない状態で前記撮像手段によって撮影された画像データを180度回転して前記記憶手段に保存させる保存制御手段をさらに備えることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

本発明の或る局面によれば、撮像手段による撮影が行なわれる際に、携帯電話機が折り

畳まれている場合には、ファインダー画像は第2表示手段に連結部が上になるように表示され、携帯電話機が折り畳まれていない場合には、ファインダー画像は第1表示手段に連結部が下になるように表示される。また、本発明の或る局面によれば、携帯電話機が折り畳まれた状態で撮影された画像データが180度回転されて記憶手段に保存される。

これにより、ユーザーが携帯電話機を折り畳んだ状態でも折り畳んでいない状態でも第2の筐体の向きが変わらずファインダー画像を表示できる。したがって、ユーザーは、携帯電話機を開いたり閉じたりするたびに、携帯電話機の向きを変えたり持ち替えたりする必要がなくなり、操作性および利便性が向上する。また、記憶された画像を表示する際には、第1表示手段と第2表示手段にかかわらず、また、折り畳まれた場合と折り畳まれていない場合とにかかわらず、表示される画像は上下方向が同じになる。従って、折り畳んだ状態で撮影した画像が、後に再生した場合に本来、上にくるべき画像の方向が下向きに表示されるということがなくなり、利便性が向上する。また、本発明の或る局面によれば、携帯電話機が折り畳まれた状態から折り畳まれていない状態になった場合に、第2表示手段に表示されていたファインダー画像が第1表示手段に表示するように切り換えられる。これにより、ユーザーは切り換えのためのボタン操作を行う必要がなく、切り換えのための手間が省かれ、操作性および利便性が向上する。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

本発明の他の局面によれば、撮像手段による撮影が行なわれる際に、携帯電話機が折り畳まれている場合には、ファインダー画像は第2表示手段に連結部が上になるように表示され、携帯電話機が折り畳まれていない場合には、ファインダー画像は第1表示手段に連結部が下になるように表示される。また、本発明の或る局面によれば、携帯電話機が折り畳まれていない状態で撮影された画像データが180度回転されて記憶手段に保存される。

これにより、ユーザーが携帯電話機を折り畳んだ状態でも折り畳んでいない状態でも第2の筐体の向きが変わらずファインダー画像を表示できる。したがって、ユーザーは、携帯電話機を開いたり閉じたりするたびに、携帯電話機の向きを変えたり持ち替えたりする必要がなくなり、操作性および利便性が向上する。また、記憶された画像を表示する際には、第1表示手段と第2表示手段にかかわらず、また、折り畳まれた場合と折り畳まれていない場合とにかかわらず、表示される画像は上下方向が同じになる。従って、折り畳まれていない状態で撮影した画像が、後に再生した場合に本来、上にくるべき画像の方向が下向きに表示されるということがなくなり、利便性が向上する。また、本発明の他の局面によれば、携帯電話機が折り畳まれた状態から折り畳まれていない状態になった場合に、第2表示手段に表示されていたファインダー画像が第1表示手段に表示するように切り換えられる。これにより、ユーザーは切り換えのためのボタン操作を行う必要がなく、切り換えのための手間が省かれ、操作性および利便性が向上する。